

○議事日程（令和８年３月19日最終日）

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 諸般の報告 | |
| 日程第３ | 議案第３号 | 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第４ | 議案第４号 | 養老町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について |
| 日程第５ | 議案第５号 | 養老町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第６ | 議案第６号 | 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第７ | 議案第７号 | 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第８ | 議案第８号 | 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第９ | 議案第９号 | 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 町道路線の廃止、変更及び認定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和７年度養老町一般会計補正予算（第12号） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和７年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和７年度養老町上水道事業会計補正予算（第３号） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和７年度養老町下水道事業会計補正予算（第２号） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和７年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和８年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和８年度養老町一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第19号 | 令和８年度養老町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和８年度養老町簡易水道特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 令和８年度養老町立食肉事業センター特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 令和８年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 令和８年度養老町上水道事業会計予算 |
| 日程第24 | 議案第24号 | 令和８年度養老町下水道事業会計予算 |
| 日程第25 | 議案第25号 | 令和８年度養老町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第26号 | 令和８年度養老町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第27号 | 令和８年度養老町後期高齢者医療特別会計予算 |
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早 崎 百合子

○出席議員

1 番 佐 野 伸 也
3 番 西 脇 康
5 番 北 倉 義 博
7 番 吉 田 太 郎
9 番 野 村 永 一
11番 水 谷 久美子

2 番 大 橋 みち子
4 番 清 水 由美子
6 番 岩 永 義 仁
8 番 早 崎 百合子
10番 松 永 民 夫

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	早 崎 京 子	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	無 藤 宣 宏	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	吉 村 和 人	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	伊 藤 めぐみ
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 技 術 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦	産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	杉 野 雄 士
産 業 建 設 部 長 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 長 教 育 総 務 課 長	尾 前 眞 理
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	徳 本 弘 基	消 防 部 長	大 倉 巧
消 防 総 務 課 長	三 輪 正 俊	消 防 課 長	玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 高 橋 正 人 議 会 事 務 局 書 記 國 枝 利 法

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長（早崎百合子君） おはようございます。

令和 8 年第 1 回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（早崎百合子君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。また、役場 1 階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたします。

ただいまから令和 8 年第 1 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、7 番 吉田太郎君、9 番 野村永一君を指名します。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。

詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第 3、議案第 3 号 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてから日程第 11、議案第 11 号 町道路線の廃止、変更及び認定についての 9 議案を一括議案として上程いたします。

この 9 議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 大橋みち子君。

○総務民生委員長（大橋みち子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る 3 月 12 日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定 1 件、条例の全部改正 1 件、条例の一部改正 5 件、合計 7 件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第3号 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてにしましては、特定乳児等通園支援事業の特定の定義は、また対象施設はの問いに対して、乳児等通園支援事業において該当施設へ乳児の給付費を支払うために施設の運営内容を町が確認するために定めた条例であり、その確認ができた施設を特定乳児等通園支援事業と定義するもの。対象施設は私立園4園と子育て支援施設1施設であり、今後認可の手続を進めるとの回答でした。

次に、議案第4号 養老町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてにしましては、旅費を不正請求した場合の罰則は規定されていないのかの問いに対して、本条例においては罰則は規定されていないが、そのような事実があった場合は養老町職員の懲罰処分の基準等に関する規程に基づき処分が検討されるとの回答でした。

2つ目の、職員の宿泊の選定方法に定義はあるかの問いに対して、国家公務員の旅費の改正に基づき宿泊費の上限額を規則で定め、その範囲内で宿泊場所を選定する。昨今は様々な選定方法があるが、その方法を指定するものではなく、職員の良識の範囲内で最も経済的な宿泊先を選定するように指導していくとの回答でした。

次に、議案第5号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についてにしましては、条例中の不利益処分の定義はの問いに対して、不利益処分とは、行政庁が法令や条例に基づき特定の者に対して直接義務を課し、その権利を制限するものであり、施設使用許可の取消し、補助金等の返還命令、施設改善命令などとの回答でした。

2つ目に、公示は掲示板を取りやめて電子的な閲覧とするのかとの問いに対して、掲示板とホームページでの掲載との併用を考えているとの回答でした。

次に、議案第6号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにしましては、1つ目に第2種初任給調整手当について、初任給が地域の最低賃金を下回った場合の差額補填が規定されているのか、この地域とはどこが基準となるか、またその第2種の定義はの問いに対して、地域とは、役場勤務の場合は岐阜県の最低賃金が基準となる。ただし、県外で勤務している者は、その都道府県の最低賃金が基準となる。第1種は、医師など高度な技術を有する職種を示し、本町職員においては第2種から該当する者との回答でした。

次に、議案第7号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてにしましては、今回の改正により保険料が減免される対象は何人かの問いに対して、令和7年度住民税非課税であった第1号被保険者の中で、就労調整等により令和8年度も引き続き非課税基準に収まる方で、なおかつ世帯全員が非課税である方が対象。第1段階から5段階までの352人が対象となり得るとの回答でした。

次に、議案第9号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1つ目は、公務災害補償の範囲の定義はの問いに対して、消防団員等公務災害補償事務手続の基準に基づき、様々な事案に対して公務災害補償基金へも確認しながら公務災害の認定を行っているとの回答でした。

公務災害に遭った場合に、階級によって補償内容は変わることに対しての見解はの問いに対して、隊を束ね統括する責任や重ねてきた功績への対価として規定されているものとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の制定1件、条例の全部改正1件、条例の一部改正5件、計7件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 佐野伸也君。

○産業建設委員長（佐野伸也君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る3月12日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の廃止1件、町道路線の廃止、変更及び認定1件、計2件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第10号 養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第11号 町道路線の廃止、変更及び認定についてに関しましては、1. 今回の廃止、変更、認定に伴う地方交付税への影響額は、また地元との事前の協議調整の状況はの問いに対し、今回、総延長1.4キロメートル減、面積9.68平方メートル減で、影響額は概算で約55万円の減額。道路の認定や廃止、変更については告示によって住民への周知をしている。廃止路線の開発計画に伴う路線については、事前の開発協議によ

って地域の同意を得ている。変更路線の用途廃止に伴う路線については、事前に地域の同意を得ている。認定路線については、地域から早期の供用開始の依頼があったものであり、周知されているとの回答でした。

２．道路認定基準の幅員は何メートルか、また今回認定されている道路幅員は何メートルかの問いに対して、原則、道路認定基準は幅員４メートル以上、今回の認定する道路の平均幅員は約７メートルとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の廃止１件、町道路線の廃止、変更及び認定１件、計２件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第３、議案第３号 養老町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第４号 養老町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第５号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第６号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第７号 養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号 養老町簡易水道施設整備基金条例を廃止する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号 町道路線の廃止、変更及び認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第12、議案第12号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第12号）から日程第27、議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの16議案を一括議題として上程いたします。

この16議案は、予算特別委員会に審査を付託してありましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 野村永一君。

○予算特別委員長（野村永一君） 失礼いたします。予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月9日、10日、11日の3日間にわたり予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和7年度一般会計及び各特別会計等補正予算5件及び令和8年度一般会計及び各特別会計等予算10件、特別会計の繰入れ1件について審査いたしましたので結果を報告いたします。

委員会では、部署ごとに課長、係長等への質疑を行っていき、最後に町長をはじめ特別職などへの質疑と各委員会委員での討論、採決、報告、協議を行いましたので、主立った審査の内容について報告いたします。

最初に、議案第12号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第12号）の主な論点は次のとおりです。

1. 地方バス路線維持管理事業の対象路線と補助金額はの問いに対しては、地域間幹線路線として海津線、補助額782万4,000円、自主運行路線として綾里養北線、補助額910万1,000円という回答でありました。

2. ふるさと納税寄附金の実績額はの問いに対しては、令和8年2月末で約9億

5,000万円という回答でありました。

3. 揚排水機管理手当等が増額した要因はの問いに対しては、物価高騰等による電気代の高騰により揚排水機の電気代補助分を補正増するものという回答でありました。

4. 県営圃場整備事業費の補正増の要因はの問いに対しては、大巻東部地区の圃場整備事業等の進捗状況を精算した結果、当初見込みより進捗が進んでいたため、その負担金を補正増としたものという回答でありました。

次に、議案第13号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主な論点は次のとおりです。

1. 葬祭費の内容及び実績はの問いに対しては、1人当たり5万円を支給するもので、12月末現在で40件の実績がある。当初見込みより多い見込みであるため補正増とするものという回答でありました。

次に、議案第14号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第15号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第16号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の主な論点は次のとおりです。

後期高齢者医療広域連合納付金が1,842万2,000円の補正増にされた根拠はの問いに対しては、対象者が昨年度5,081人から今年度12月末現在で5,244名と増加していることや高額所得者の増などによるものという回答でありました。

次に、議案第17号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてにつきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第18号 令和8年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりです。

総務費関係としては、地域共創推進事業の具体的な目標とその達成にかかる期間の見通しはの問いに対しては、住民、事業者、各種団体、行政などの競争により地域のにぎわいの創出を図り、本町の付加価値を高めることを目的としている。令和8年度は全体計画を作成し、メンバーを公募する勉強会にて研修やワークショップを重ね、具体的な事業内容を検討する。令和9年度以降に事業実施と見直しを繰り返しながら、最終的には3年から5年後に自走による事業実施が可能となるよう取り組んでいくという回答でありました。

2番目に、生成AIツール導入について、無料の生成AIではなく有料の生成AIを導入する理由はの問いに対しては、導入予定の自治体AIは行政回線内で利用可能なシステムであり、セキュリティ一面においても安全性が確保されていること、さらに共同調達による近隣市町とのノウハウ共有や経費の軽減も見込まれるため、月額7万7,000円のプランを利用する見込みであり、令和9年度以降は利用実績を勘案して必要に応じて適切なプランを選定する必要があると考えているという回答でありました。

3. 紅葉譜一般公開の来場人数は、またさらなる共有の場を検討してほしいが見解はの問いに対しては、土・日、祝日の計3日間で約200人ほどが訪れた。今後も、町民からの要望があれば土・日、祝日を利用した公開を検討していきたいという回答でありました。

なお、紅葉譜を町美術展などで展示していただくことを検討願いたいとの要望がありました。

4. 結婚新生活支援事業の内容はの問いに対しては、結婚新生活に係る住宅の家賃やリフォーム費用を助成するもので、29歳以下の世帯で上限額60万円、39歳以下の世帯で上限30万円を補助するものという回答でありました。

5 番目、養老鉄道活性化事業の令和8年度の実施事業はの問いに対しては、令和8年度に若年層を中心にアンケート調査を実施する。町の公共交通計画の計画期間内に移動需要の分析結果に基づき補助などを検討していくという回答でありました。

なお、様々な意見を拾って反映していただきたいとの要望がありました。

6. オンデマンドバス運行は、令和8年度にどのような事業を展開するかの問いに対しては、アンケート調査を実施し、町の公共交通計画の計画期間内に、分析結果に基づき早期時間帯運行などの実証実験を計画していきたいという回答でありました。

7. 徴収指導員の業務内容と効果は、また現地調査の具体的な方法はの問いに対しては、元国税職員としての経験を生かし、滞納整理や現地調査等について技術的な指導をいただいている。令和6年度は不動産の差押えを行い、売却金額を滞納額に充てるなど、徴収指導により約120万円の徴収につながっている。現地調査は、現地に赴き家の外観等を現地調査しているほか、居住実態の確認を行っている。滞納者と面談ができれば、納付につながるよう納付相談を実施しているという回答でありました。

なお、現地調査をしっかりと行い、対策願いたいとの要望がありました。

次に、民生費関係としては、1. 福祉有償運送サービス事業の申込み方法や料金設定などの詳細はの問いに対しては、社会福祉協議会が運転手3名、車2台で運転し、料金は基本料金300円で回送料金100円、2キロまでの利用で400円、それ以降1キロごとに200円、待機時間の30分から30分刻みで500円。申込みは社会福祉協議会へ行い、介助が必要な方は介助者も利用することができる。料金の徴収は、現金または口座振込みを予定している。運転手に資格は必要ないが、講習を受講することが必要となり、利用者が多くなれば運転手の増員も検討する。利用料金のみで運営するのは難しいと考えられるため、状況を見ながら事業運営をしていくという回答でありました。

なお、料金が安く需要が高い事業であるので、トラブルなく公平に利用できるよう信頼の上に成り立つ事業にしてほしいとの要望がありました。

2. 母子世帯下水道使用料負担軽減事業の開始時期と対象者数はの問いに対しては、令和8年7月から使用料が上がるため、それに合わせて実施し、対象者は約20件。対象

者に個別に通知すると同時にホームページでも周知し、所得制限は設けない。一旦支払っていただいた後に引上げとなる基本使用料相当分を還付する形で、3か月に1回程度申請手続をしていただく予定をしているという回答でありました。

3. アクティブシニア生活応援事業に所得制限は設けるのか、またギフトカードは使いにくいとの声があるが見解はの問いに対しては、高齢者支援のための施策として、所得制限は設けず、一律1万円のギフトカードを支給することを考えている。支給方法等については、住民にスムーズに使用していただけるよう検討するという回答でありました。

なお、ギフトカードの配付に期間がかかり過ぎないようにしていただきたいとの要望がありました。

4. 子育て世帯支援クーポンの利用実績はの問いに対しては、病児病後児保育施設で14件、2万8,000円分、ファミリーサポートセンターでは7件、1万3,600円分、病児病後児保育施設では、町内利用者全員がクーポンを利用された。また、ファミリーサポートセンターでは、クーポンの受け取りを契機にサービスを知っていただき、会員登録数が昨年と比べて増加している。有効期限を令和11年3月31日まで延長したので、クーポンを活用していただくよう今後も周知していくという回答でありました。

5. 2地域居住・保育留学事業の詳細な事業の内容はの問いに対しては、都会に住んでいる親子に来町していただき、子供はこども園に通い自然体験を行い、保護者はテレワーク施設で仕事をしていただくことを通じて本町の魅力を知っていただくもの。募集サイトから空き状況を確認の上、利用期間を選択し、宿泊先はレンタルハウスやホテル、キャンプ場などから選択していただくという回答でありました。

次に、衛生費関係としては、1. 令和8年度の高度処理合併浄化槽の設置予定基数1基当たりの補助金額は、またこれまでに何基設置しているかの問いに対しては、令和8年度は32基設置予定で、1基当たりの補助金額は5人槽が36万円、6から7人槽が46万2,000円、8から10人槽が58万5,000円、令和7年度3月末時点で3,425基設置という回答でありました。

2. 単独浄化槽及びくみ取りの世帯数は、また転換に関する意向調査は実施しているかの問いに対しては、単独浄化槽2,670件、くみ取り1,128件、計3,798世帯。意向調査は行っていないが、引き続き推奨し啓発活動を行う。

次に、農林水産業費関係としては、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会が休止状態とのことだが、今後の事業主体の決定や建設に向けた町の考え方は、また建設費の高騰も予想されるが、市町村負担の割合をどう考えているかの問いに対しては、現在、岐阜県に設置された食肉流通対策室において、これまでの協議内容の検証や今後の進め方が検討されており、町としてはその結果を待って事業を推進していく。町の負担が過大にならないよう、県や関係機関と慎重に協議していくという回答でありました。

2. 森林経営管理制度に基づく意向調査の具体的な内容と対象はの問いに対しては、森林所有者に対して、自身で管理を続けるか町に委託するか、林業事業体に委託するかを確認する調査であり、町内の山林を対象としている。膨大な面積となることから、20年程度の長期的なスパンで調査を行い、順次整備を進めていきたいと考えている。町としては、森林を買って整備する予定はなく、あくまでも森林組合等に管理等を委託して整備していくことを想定しているという回答でありました。

3. 熊への対策や準備状況は、また目撃情報はなかったかの問いに対しては、昨年の法改正に伴い研修や現地視察をしており、マニュアル整備を進めている。ただ、養老町単独での対応は難しいことから、西南濃圏域で連携して本整備を進めていく。今のところ町内での目撃情報は無いが、警察や猟友会とも綿密な連携を図っていくという回答でありました。

商工費関係としては、1. 養老フェスタと軽トラSDGsマルシェの開催時期と回数はの問いに関しては、養老フェスタは10月、軽トラSDGsマルシェは役場駐車場に12月と3月の計2回を予定しているという回答でありました。

なお、軽トラSDGsマルシェの出店者が少ないので啓発をお願いしたいとの要望がありました。

2. プレミアム付商品券の販売について、デジタルと紙の割合は。また公平性は保たれるかの問いに対しては、来年度は事務負担軽減とデジタル化推進のため、100%デジタルとする。先着順ではなく抽せん制とし、町民限定にすることで公平性を確保するという回答でありました。

3. デジタルによるプレミアム付商品券の販売に対応できない高齢者等への救済策はあるかの問いに対しては、操作が困難な方には窓口にて丁寧な説明を実施しているほか、コールセンターの設置や家族のサポートを促す等の周知を行うなど、そのような人ができるだけ少なくなるよう努めていくという回答でありました。

4. 養老食文化の祭典の具体的な内容、場所、予算の内訳はの問いに対しては、イオンモール大垣の駐車場を会場に、町内の精肉店、焼き肉店等10店舗ほどが出店するイベントであり、会場設営費として約480万円を計上。肉の町養老を近隣市町にPRしていく。コンテナブースを設けず、店内調理も行わない点や、プロモーションに関わる部分もイオンモール大垣側でやっていただけることなどから、まるごと肉まつりのような費用負担は生じないものとする。また、肉をメインとしつつも、町の特産ブランド品などを幅広く出店してもらう方向で検討するとの回答でありました。

土木費関係としては、社会資本整備総合交付金事業の工事箇所はの問いに対して、主に大巻の圃場整備に併せた大垣53号線の道路拡幅を予定しているという回答でありました。

2. 空き家バンクの登録件数は、また利活用された実績の問いに対しては、令和6年

度までに36件の登録があり、令和7年度に新たに4件の登録があった。そのうち、契約件数は令和6年度までに6件、令和7年度に2件。サテライト相談窓口を年間20人利用しており、所有者の空き家に対する意識が高くなってきていると考えられるという回答でありました。

なお、空き家は今後増えてくるので、町で適切な対応をお願いしたいとの要望がありました。

次に、消防費関係としては、消防施設関連補助金の申請数及び実績が増えた内訳はの問いに対しては、令和7年度は火の見やぐら撤去が4件、消火栓器具ホースボックス新設が12件、計16件の申請があった。令和8年度は8件の申請見込みという回答でありました。

2. 地域防災支援育成支援事業の女性防火クラブサポート事業の具体的な内容はの問いに対しては、女性防火クラブ員防寒ジャンパーしか貸与していないため、防寒靴やインナー等の購入支援を実施するもの。解散する池辺・室原地区の会員数を差し引いた正会員200名分を予算計上している。また、消防団員及び機能別団員へも同様な支援を考えているという回答でありました。

教育費関係としては、1. 岐阜県内の高等学校等に入学する生徒が使用する学習用タブレット購入補助事業の対象者数と補助率、申請方法はの問いに対しては、対象者は227名で、補助額は上限5万円、申請はインターネットによる申請を予定しているという回答でありました。

2. 小・中学校のLED化の対応状況はの問いに対しては、令和8年度は小学校3校の体育館、中学校2校の校舎のLED化を進める。各小学校校舎については、令和9年度以降に実施を予定しているという回答でありました。

なお、対応期限が迫ってきているので、補正対応も含めて対応していただきたいとの要望がありました。

3. 各学校へ不審者が侵入してきた場合の対応は、またさすまたなどの備品の配備状況はの問いに対しては、命を守る訓練を年3回実施している。また、教諭に対しては警察からの指導も受けている。さすまたなどの備品は、事務室、空き教室、職員室に配備しているという回答でありました。

4. 小・中学校の給食費無償化の状況はの問いに対しては、小学校は国の市町村給食費負担軽減交付金等を活用して無償化する。中学校は、段階的に保護者負担を軽減するため、町の公費負担割合を3割から5割へ引き上げる。中学校の無償化については、国の動向を把握しながら、次年度以降に検討していくという回答でありました。

5. 室原文楽の企画・展示の開催概要はの問いに対しては、令和9年1月頃に、おおむね3週間程度の期間で県内の観光や物産などの展示をしている県庁のGALLERY GIFUのスペースにて企画・展示を業者委託により実施する予定という回答でありました。

6. 旧町民プールの利活用をどう考えているかの問いに対しては、町行財政改革推進審議会に旧町民プールの利活用について改めて諮問され、その結果、公共施設としての利活用に限らず、民間事業者の参画や立地特性を生かした企業誘致など、幅広い観点から利活用を進めること、さらに多様な民間事業者の参画を促すため、施設の除却についても並行して検討を開始し、スピード感を持って対応できるよう準備を進めることとの答申があった。これを受け、現在の施設の資産的価値の評価に取り組むとともに、更地にしたほうがより土地の利活用の自由度が高まり、さらに多くの民間事業者の参入が見込まれることから、施設の除却に係る積算についても取り組むこととし、新年度においては不動産鑑定評価の実施と施設解体に係る設計図書の作成を行うという回答でありました。

公債費関係としては、1. 金利上昇に伴う地方債利子償還金の見通しはの問いに対しては、令和7年度末の現在高見込額は94億201万円であり、このうち約43億円が利率見直しの地方債となっているが、利率見直しの地方債のほとんどが臨時財政対策債であり、借入れから10年後に利率が見直されるため、金利の上昇があっても一度に全ての地方債で利率の見直しがあるわけではなく、急激に利子償還金が増えることはないと考えている。ただ、これからも金利の上昇は続いていくと思われるので、今後も地方債の発行について慎重に判断し、発行の抑制に努めていくという回答でありました。

次に、歳入に関しましては、1. ふるさと納税寄附獲得のための独自の取組はあるかの問いに対しては、制度改正が行われる9月の駆け込み需要に備えてPRをしっかりとしていく。改正後は経費の縮減に努めるとともに、必要であれば返礼品に対する寄附額の増を検討するという回答でありました。

なお、役務の提供やイベント参加などのソフト的な返礼品を情報収集して検討してほしいとの要望がありました。

2. 清華苑使用料及び利用促進の考え方はの問いに対しては、料金改定後は利用率が数%上がっているが、使用料を下げているので住民負担は減っている分、1件当たりの収入も減っている現状。今後も改定後の状況を分析し、対応を検討していくという回答でありました。

なお、さらなる利用促進につながるよう工夫していただきたいとの要望がありました。

3. 高田中学校体育館、東部町民体育館に空調が整備されたが、施設使用料はどのように設定されたかの問いに対しては、今年度は利用状況を踏まえた検証期間として空調使用分の料金は徴収しないという回答でありました。

次に、総括質疑に関しましては、1. 新年度予算においてはシニア世代や子育て世代への給付を実施するが、所得制限が設けられていない。その一方で、現役世代への給付が盛り込まれていない。実施するのであれば、全世代に公平公正にと考えるが、見解はの問いに対しては、真っ先に昨年12月定例会において全世帯を対象とした3,000円のギ

フトカード配付事業を補正予算計上し、3月から順次配付されている。現役世代を含め、全ての世代の方への支援を実施していると御理解いただきたい。今回の物価高騰重点支援交付金の活用については国からの活用メニューが示されており、低所得者、高齢世帯、子育て世帯、農林水産業、中小企業などへの支援が示されているので、それぞれの分野において支援をしていくという回答でありました。

2. プレミアム付商品券の発行が令和8年度は全て電子化されることについて、完全電子化に対応できない方も見えると想定されるが見解はの問いに対しては、商工会とも協議の上、来年度は完全電子化で実施させていただく。実施していく中で、御意見をいただきながら検証し、紙ベースがよいというお話になれば戻すことも視野に入れて検証していくという回答でありました。

3. 学校給食費については、以前の議会にて小・中学校同時に無償化するとの答弁があったが、今回小学校が無償化され、中学校は無償化されなかった理由はの問いに対しては、小・中学校同時に段階的に無償化する検討を重ねてきたが、今回、国から小学校給食費無償化の支援が示され、中学校給食費に関しては何も提示がなかった。新年度においては、小学校は無償化、中学校については町費負担を3割から5割に引き上げさせていただいた。今後、段階的に公費負担を引き上げ、できるだけ保護者負担が少なくなるよう検討していくという回答でありました。

4. 各事業の政策決定に至るまでの協議において、女性職員の意見がしっかりと反映されているかの問いに対しては、職員へのトップダウンでの指示は子育て支援や財政健全化など、主要内容を指示しており、その後は各所属において男女問わず全職員の意見を聞きながら詳細に政策化され、ボトムアップされ、予算化しているという回答でありました。

なお、各部署が実施するアンケート結果などを分析する際、来年度導入予定のAIツールでの分析も併せて行い、比較検証してほしいとの要望がありました。

次に、議案第19号 令和8年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 子ども・子育て支援金の平均額はの問いに対しては、夫婦、子供1人世帯で1人当たり200円と国が提示している。本町は、県の通知などから1人当たり208円を想定しているという回答でありました。

2. 毎年加入者数が減っている現状を踏まえ、今後の一般会計からの繰入金の考え方はの問いに対しては、保険税滞納者に対して通知等を送付し、生活が困窮される方には寄り添いながら相談している。また、安定した運営を図るために必要な部分は、国・県の指導に従いながら進めていく。令和11年に県下で国保が統一されるよう国・県が検討しており、動向を注視しながら、遺漏がないよう事務を進めていくという回答でありました。

次に、議案第20号 令和8年度養老町簡易水道特別会計予算の主な論点は、次のとおりです。

1. 簡易水道特別会計は今後いつどのように閉鎖するのかの問いに対しては、令和8年度において消費税の還付等により事務処理を行い、令和8年度末をもって会計閉鎖する予定。同時に、西部簡易水道組合も令和8年度末に解散予定という回答でありました。

次に、議案第21号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 工事請負費の内訳は、またトイレや休憩室などの労務的な部分の改修状況はの問いに対しては、中部電気保安協会の点検結果に基づき、高圧受変電設備の改修を実施するもの。突発的に必要となる工事も出てくる可能性はあるが、必要最小限で予算計上している。労務的な対応については、労働安全衛生規則の一部改正の省令を踏まえた熱中症対策の対応や、休憩室に冷暖房を完備するなどとしており、現場からの要望は聞いていない。ただ、トイレの洋式化については今後検討していきたいという回答でありました。

次に、議案第22号 令和8年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 未回収事業の詳細はの問いに対しては、対象者は15名で件数は22件。現在5名に通知している。時効前の分は、建物が9件、土地4件という回答でありました。

次に、議案第23号 令和8年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 配水設備改良費の対象区域はどこかの問いに対しては、3か年計画の最終年として、南岩道団地の布設替えや京ヶ脇地区、県道牧田室原線、南濃関ヶ原線の布設替え工事に加えて、テレメーター装置のデジタル化に伴う更新工事を予定しているという回答でありました。

2. 現在の耐震化率はの問いに対しては、全体の耐震化率は18.7%、上下水道耐震計画の計画期間は令和7年度から11年度までの5か年計画で、重点施設に接続する配水管の耐震化率は令和11年度末時点で37.8%を目標としているという回答でありました。

次に、議案第24号 令和8年度養老町下水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 下水道の接続率は、また未接続世帯への啓発方法はの問いに対しては、令和7年9月末現在で70.82%、令和7年度は約100件の未接続世帯を訪問して早期接続をお願いし、留守の場合は書面をポスティングしたという回答でありました。

2. 下水道使用料が前年度より約2,000万円増加した要因はの問いに対しては、使用料改定による増という回答でありました。

次に、議案第25号 令和8年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のと

おりです。

1. 任意事業のうち、地域福祉ネットワークとはどのようなシステムかの問いに対しては、町指定の事業所を対象に令和7年度から運用を開始したもので、令和8年度は県指定の事業所も含めた町内全ての事業所を対象に運用する。事業者間の情報共有を円滑に行うことができるシステムという回答でありました。

なお、有料サービスだけではなく、無料サービスの利用も視野に入れて運用を検討してほしいとの要望がありました。

2. 介護保険料の区分が9段階から13段階への変更となったが、運営は安定しているかの問いに対しては、収入は増加しており、運営は安定していると考えているという回答でありました。

次に、議案第26号 令和8年度養老町介護サービス事業特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

最後に、議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

すこやか健診、さわやか健診の実績はの問いに対して、すこやか健診の受診者は1,139人で受診率23.2%、さわやか健診の受診者は195人で受診率3.97%と、健診の受診率によって補助金額等に影響することはないという回答でありました。

2. 子ども・子育て支援金の1人当たりの平均額はの問いに対しては、町の納付金としては1人当たり200円という回答でありました。

以上、審査に付されました令和7年度一般会計及び各特別会計補正予算5件及び令和8年度一般会計及び各特別会計等予算10件、特別会計の繰入れ1件についての議案について、このような質疑、討論を経て、採決の結果、全て全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

次に、日程第12、議案第12号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第12号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号 令和7年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第17号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号 令和8年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第19号 令和8年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第20号 令和8年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第21号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第22号 令和8年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第23号 令和8年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第24号 令和8年度養老町下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第25号 令和8年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第26号 令和8年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第27号 令和8年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（早崎百合子君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審査は全

て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会並びに予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会並びに予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、令和8年第1回養老町議会定例会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

（閉会時間 午前11時08分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 3 月 19 日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 吉 田 太 郎

議 員 野 村 永 一